

令和4年度第7回

南国市農業委員会議事録

令和4年10月7日（金）

令和４年度第７回農業委員会議事録

日 時 令和４年１０月７日（金） 午後１時３０分～午後２時４５分

場 所 南国市役所 ４階 大会議室

議 題 （１）農地法第３条の規定による許可申請の件

（２）農地法第５条の規定による許可申請の件

（３）南国市農用地利用集積計画の件

（４）非農地証明願いの件

議題外 （１）農地法第３条の３の規定による届出の件

（２）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件

（３）使用貸借の合意解約通知の件

（４）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出の件

（５）非農地証明願いの件

協議事項

- 農地法施行規則第９４条の規定による入札参加申込者の農地法第３条許可の適否について

出席者（農業委員 15名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2番 池 正人	3番 田岡 崇	4番 山本 桂	6番 北村 一弘
10番 武市 忠雄	13番 濱田 好典	14番 鈴木 郁馬	15番 濱田 章孝
16番 垣内 育男	17番 松岡 清	18番 森尾 晴代	19番 植野 永子

欠席者（農業委員 3名）

5番 今井 まち	11番 末政 隆一	12番 平田 修三
----------	-----------	-----------

出席者（農地利用最適化推進委員 13名）

1番 西本 良平	4番 笥 和幸	5番 金田 善充	6番 門田 理博
7番 利岡 邦彦	8番 西岡 祐三	9番 山本 修平	10番 北原 章吾
12番 杉本 和繁	13番 武内 俊暁	15番 岡田 廣志	16番 橋詰 昌明
17番 井上 丈夫			

欠席者（農地利用最適化推進委員 4名）

2番 岩原 英幸	3番 門田 俊一	11番 山北 泰司	14番 浜田 勉
----------	----------	-----------	----------

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

13番 濱田 好典	14番 鈴木 郁馬
-----------	-----------

会長	それでは、第7回定例総会を行いたいと思います。本日の欠席届が出ております。5番今井委員さん、11番末政委員さん、12番平田委員さん、推進委員では2番岩原委員さん、3番門田委員さん、11番山北委員さん、14番浜田委員さん、中村副会長が遅れてくるとの連絡があります。本日の議事録署名人ですが、13番の瀧田好典委員さん、14番の鈴木委員さん、よろしくお願いいたします。今月の現地確認ですが、10月20日木曜日に行いたいと思います。2番の池委員さん、10番の武市委員さん、よろしくお願いいたします。推進委員では4番の寛委員さんよろしくお願いいたします。本日の議題ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件、非農地証明願いの件になっておりますのでご審議をよろしくお願いいたします。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和4年10月7日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数7件、申請受理面積、田19,179.00㎡、畑92㎡、計19,271.00㎡。まず初めに受付番号26号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。田岡委員退室をお願いします。 (3番 田岡委員 退室) 事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。受付番号26号です。譲受人は73歳。申請地は、金地の田畑13筆で計6,896㎡、売買による所有権移転で、譲渡人より譲渡の話があったため取得し、経営面積を拡張するものです。譲受人の農地は全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は60年です農作業には本人と妻が従事しています譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻とネギを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。また、現地確認時に担当委員からは周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上、審議よろしくお願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (3番 田岡委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
藤田次長	受付番号25号です。譲受人は84歳。申請地は、十市の田2筆で計1,000㎡、売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻と子と孫が従事しています。譲受人の経営面積は

5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。譲受人がこれまで耕作してきており、取得後も同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。25号については以上です。

受付番号27号です。譲受人は45歳。申請地は、田村の田、219 m²、売買による所有権移転で、隣地の宅地と一緒に農地を取得するというものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴4年です。農作業には本人と父と母が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はニンニクなどの野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。27号については以上です。

受付番号28号と29号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は71歳。申請地は、前浜の田で、28号が2筆で計1,172 m²、29号が3,068 m²、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は12年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻を作るため周辺の農地に影響を与えることは無いということです。なお、申請代理人より、28号の譲渡人が一昨日亡くなられたとの連絡がありましたが、申請受付後許可前に譲渡人が死亡された場合でも、申請、許可は有効であるとされていますので、その旨申し添えます。28号と29号については以上です。

受付番号30号と31号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は61歳。申請地は、30号が里改田の田3筆で計2,178 m²、31号が大桶と篠原の田、4筆で4,738 m²、実母と養母からの贈与による所有権移転です。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。トラクターなどの機械はこれから導入予定とのことで、農作業歴は3年です。農作業には本人と母が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。30号と31号については以上です。25号から31号まで、現地確認時の担当委員からは、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上審議よろしく願います。

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和4年10月7日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数6件。申請受理面積、田17,715.00 m²、畑367.00 m²、他178.51 m²、計18,260.51

会長

穂積主事

m²。まず初めに、受付番号25号については面積の必要性等を特に審議する必要があるため先に25号以外の審議を行いたいと思いますので事務局説明をお願いします。

はい、議案2号を説明します。議案書9ページ、受付番号44号です。別紙位置図は5ページです。申請地は岡豊町常通寺島の登記田、現況畑の567 m²、所有権移転により申請人である法人の事業所を拡張する計画です。申請人は南国市大津に本社のある法人で、この度岡豊町常通寺島にある事業所を拡張するために隣接する申請地を選定したとのことです。農地区分は10ヘクタールを超える集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用のできない農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当する見込みがございます。これは既存施設の半分以下の面積で隣接する農地であれば、第1種農地であっても例外的に立地基準を満たすというものです。土地利用計画について、別紙6ページです。配置は図の通りで、図面右側が既存部分、左側が申請部分です。配置は図のとおりで申請部分は新たに資材置き場として利用する計画です。整地造成計画については20から30センチ嵩上げし、コンクリート舗装をします。進入は既存の事業所からです。排水計画については、傾斜をつけて全て既存事業所側に流す計画です。周辺農地については、同意書をすべて取得、その他農地への被害はないものと判断しています。他法令については、開発許可不要であることを確認しています。なお、現地確認にて既存部分からの申請地部分への出入り口1.5m幅について、機械等が通れるのか、狭いのではないかとのご指摘がありましたが、都市整備課と協議し、フォークリフトなどが十分通れる幅であることを確認しました。44号は以上です。

続いて50号です。別紙は7ページです。申請地は前浜の畑171 m²、所有権の移転により個人住宅の駐車場への転用です。申請地の選定理由は、現在申請人は親子2世帯で居住し、自家用車を5台所有しているのですが、現在駐車している貸駐車場をいつまでも借地できる保証がない為、自宅の隣にある申請地を選定したとのことです。農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当するため、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙8ページです。配置は図の通りで、嵩上げ等せず、そのままの状態駐車場として利用する計画です。進入は東側道路から、排水については汚水は発生せず、雨水は自然浸透させる計画です。周辺農地については、同意書をすべて取得、その他農地への被害はないものと判断しています。他法令については、開発許可不要であることを確認済みです。本件は以上です。

続いて51号です。別紙は9ページです。申請地は先ほどの50号の隣になります。申請地は前浜の登記宅地、現況畑の175.81 m²、所有権の移転により駐車場への転用です。申請地の選定理由については、申請人は申請地の隣にある宅地を取得予定ですが、駐車場がない為隣にある申請地も取得し駐車場にしたいためとのことです。農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当するため、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙10ページです。配置は図の通りで、5cmほど砂利敷きをして駐車場として利用する計画です。進入は東側道路から、排水については汚水は発生せず、雨水は自然浸透させる計画です。周辺農地については、同意書をすべて取得、その他農地への被害はないものと判断しています。他法令については、

	開発許可不要であることを確認済みです。本件は以上です。 続いて52号です。別紙は11ページです。申請地は岡豊町小籠の田2筆計462㎡、所有権の移転により飲食店の駐車場への転用です。申請地の選定理由については、申請人は申請地の隣にある宅地を購入し、個人住宅及び飲食店を設置予定なのですが、駐車スペースがない為購入予定の宅地の隣にある申請地を駐車場に転用したく選定したとのことです。農地区分については、とさでん交通篠原駅から概ね500メートル以内にある農地であるため第2種農地に該当し立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙12ページです。配置は図の通りです。図面右側の駐車場部分が申請地です。約45センチ盛土をし、アスファルト舗装する計画です。進入は南側道路からです。排水計画については13ページをお願いします。汚水は発生せず、雨水は勾配をつけ北側の水路に放流する計画で、地元より排水に差し支えない旨の意見書の提出があります。周辺農地については、同意書をすべて取得、その他農地への被害はないものと判断しています。他法令についてですが、ここで一つ議案書の修正をお願いします。開発許可の部分が不要となっておりますが、必要に訂正をお願いします。都市整備課に確認を取ったところ、店舗部分と駐車場がセットで開発許可の対象となるとのことでした。その開発許可と市の排水同意についてですが、現在協議中の段階で許可見込みは立っていないとのことです。52号については、条件付き許可も検討し検討していただけたらと思います。以上です。 続いて53号です。別紙は14ページです。申請地は十市の畑196㎡、所有権の移転により個人住宅の駐車場及び庭への転用です。申請地の選定理由は、申請人は申請地のすぐ北側に居住していますが、現在利用している駐車スペースが狭く、来客があった際駐車するのに苦勞していたため、住まいの隣にある申請地を選定したとのことです。農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当するため、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙15ページです。配置は図の通りで、駐車部分についてはコンクリート舗装をします。進入は東側道路から、排水については汚水は発生せず、雨水は勾配をつけ東側の道路地下にある水路へ排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見書の提出があります。周辺農地については、同意書をすべて取得、その他農地への被害はないものと判断しています。他法令については、開発許可不要であることを確認済みです。53号は以上です。 会長 事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、受付番号52号については、排水同意や開発許可の許可見込みが立つことを条件に許可相当、それ以外については許可相当とし、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) 穂積主事 はい。そのように取扱いをいたします。では次に、25号の説明をお願いします。 受付番号25号です。議案書は8ページ、別紙は2ページです。申請地は左右山の田19筆計16,686㎡。所有権の移転により、運送会社の災害時の避難用の駐車場、荷捌
--	---

き場、一時停留所という理由で申請が出ております。申請人は高知市長浜にある運送業を営む法人です。申請理由については、当日配布資料1ページをお願いします。こちらが事業計画書と言って、申請人より提出された理由書になります。こちらの右上にあります6欄をご覧ください。読み上げさせていただきます。当社は高知市の長浜にありますが、荷捌き場及び一時停留所を高速インターチェンジ近くに設け、本社所在地が津波浸水区域にあることから震災時の車両避難用駐車場を兼ねられる場所が最適であるとの計画で荷捌き場の候補地を探し、この度の申請地を選択いたしました。申請地は南国インターチェンジに近く、小型トラックで荷主より収集した荷物を大型トラックに積替え、効率よく高速道路で各地に配送できれば、経費と時間の削減が可能となり、荷捌き場及び一時停留所には最適であるということから選択いたしました。また津波被害からの復旧の際にも、南国インターチェンジに近いということで、県外はじめとする客先との営業再開も容易になり、復旧活動にも貢献できると考えます。これらから他に適当な土地はありませんでした。大型自動車用駐車スペース 183m×3.25m、87台分、普通自動車用駐車スペース 5m×2.5m、予備を含め92台分、洪水調整池 650 m²、法面 3,500 m²、その他通路、回転場所等を考えると申請地全体の面積を必要とする。なお当社保有台数87台、駐車スペースは荷捌きスペースにも使用します。申請理由の説明は以上です。農地区分はいずれの農地区分にも属さないその他2種農地であり、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画については別紙3ページです。配置は図のとおりで、大型車両駐車スペース87台、普通自動車車両92台分を設置します。緑色の部分が法面、青色の部分が調整池です。申請地は西側国道まで約3.3m盛土を行い、周囲は防災堤を設け法面処理を行い、アスファルト舗装で仕上げます。法面の長さは9メートル前後です。進入路は西側の国道からです。排水計画については、汚水は発生せず、雨水は敷地内新設側溝を経て調整池から南側水路に排水する計画です。市の排水同意について都市整備課に確認したところ、現時点で協議段階とのことです。地元へは説明会を開催し説明済みとのことで、地元の総代より排水に差し支えない旨の意見書の提出があります。なお、総代に事務局から連絡をし、今年4月に説明会が開催された事実を確認しております。周辺営農への影響について、周辺農地から全て同意を取得しておりますが、一部、地権者の親族ではありますが相続権の無い方から同意書が提出されているため、念のため被害防除計画書の提出があります。当日配布資料の3ページをご覧ください。排水については調整池に排水する計画。日照通風は法面処理を行っており、周辺農地と十分に距離を取っているため問題はないとのことです。他法令については、法定外公共物の払い下げ手続きの協議中、土地開発適正化条例の届出の協議中とのことです。いずれも許可見込みがたつまでは至っていないとのことです。最後に本案件は16,686 m²の転用面積が妥当であるかについて特に検討する必要があります。当日配布資料3ページをお願いします。農地法施行規則第47条第4号に許可できないものとして、申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと、というものがあります。この面積の必要性を踏まえ意見を決定していただきたいです。なお、本案件の申請理由の一つとして、災害時の避難用の駐車場という理由がありますが、この理

	由が適当であるかについて県が国に確認をしたところ、認められないとの回答がありました。その理由は農地法施行規則第47条第1号に該当しないためとのことです。先ほどご覧いただいた当日配布資料4ページの下段をご覧ください。これは、農地法の許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は認められないというものです。つまり、いつ起こるか分からない災害の避難用の駐車場は、いつ利用されるか分からないため認められないとのことでした。ですので、申請理由の残りの荷捌き場、一時停留所で面積や利用計画が妥当であるかを審議していただきたいです。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。25号については、開発許可、市の排水同意、払い下げが協議段階です。他法令の許可見込みが経つことを条件に許可相当、また不許可相当、いずれかで意見を決定する必要があります。また、面積の必要性について条件を付けた場合はどの程度の面積であれば許可相当であるのか具体的な数字を決める必要がありますので、ご審議を願います。ご意見、ご質問ございませんか。はい、森尾さん。
森尾委員 穂積主事	ここに書いてある災害時の避難用の駐車場に全部するがですか？ それも理由の一つということで申請が出ていたんですけど、県の方から国に確認したところ、その理由では農地転用は認められないということなので、残りの荷捌き場と一時停留所でこれだけの面積が必要かを審議する必要があります。
森尾委員 穂積主事	もし津波が来てここに来たらここに置いちゃう車全部あかんんでしょ？ そこに逃げるって話だったんですよ、元々は。長浜にある本社、高知市の海沿いにあるところから何かあったらそこに避難してくるっていう話も理由の一つだったんですけど、その理由は駄目ですよというコメントが来ています。
高芝副会長 会長	森尾さん現地見たろ。 あの下段よ。
高芝副会長	全部駐車場で嵩上げするっていうのは、現地行った人は駄目いうたぞ。向こうが言うのは荷物の配分とトラックが来るがでは3分の1もいらんわね。
濱田好典委員	本社を全部移すのはかまんと思うけど、可能性はあるかないか分からんのを許可出すのはどうかと思う。それに80何台、これが非常用やき普段ないがやき。そしたら、平面図で言うたらこの駐車場の部分は要らんわね。だから必要以上の転用になるわけよ。転用は最小限やないといかんから。それやったら不許可ということが妥当やないかと私は思います。
中村副会長 穂積主事 会長	譲渡人、他9名となっちゅうがやけど、これは親族？ 全然別の方も、親族でない方もいらっしゃいます。 会社の役員ではない？
穂積主事	会社の役員かどうかは分かりません。
濱田章孝委員	地区の人です。何人も関わっちゅう人がおって、前から農地として持ちこった人よね。実際はね、米作りゆう人はこの東道路の縁でちょっと作りゆうけど、それ以外は湿地で皆が困っちゅうがですわ。もう米もなんちゃあ作れん。南国スタイルさんが草を刈りよってね、コンバインが動かんでね、手狩りして懲りた言いよった。

垣内委員	田植え機も煮えこんで、僕らも行って刈ったで。
濱田章孝委員	前には細いトラクターでたたきよったら動かんって、大型のトラクター持ってって引っ張り出したこともあるような土地ですき。皆売りたいでたまらんがやないろうか。ただ、面積的にそういうのがありやあどうしようもないわ。
武市委員	国がいかんというがじゃろ？
局長	津波のやつは行かんと言うてます。
武市委員	ほんでこんな面積は要らんというがよね。
会長	そうそう。ほんでどればあの面積が妥当かということも決めなあかんろ。
穂積主事	残りの理由だけで我々は審議するしかありませんので。津波は駄目ということは分かっていますので。それで補足ですけど、当日配布資料の1ページに会社が持ちゅう台数は87台しかないと、駐車スペースは倍くらいあるかと思います。
西本推進委員	荷捌きするのに屋根付きやないけどいいんですか？常識的に考えたときに、屋根がなくて雨が降ったときにできんですわね。その辺りも考える必要があると思う。そうなる、面積と荷捌き場が合理的なのか整合性が取れるかどうかを考えないかんと思います。
武市委員	こちらがどのくらいの面積を決めるということやなしに、災害時のやつが行かんがやき出しなおして来いと、災害用のがやなしに普通の荷捌き場で、屋根付けるかどうかは知らんけどどれくらいの面積になるのか出して来いと、こっちがトラックのなんじゃかんじゃという規制はかけ辛いわね。向こうの判断待ちにした方がようない？
会長	武市委員さんから提案があったけどどう？
高芝副会長	ちょっとまって、その荷捌きは屋根がないと荷捌きできんろ、トラックからトラックに移すかえ。不可能やない。どういう荷捌きするか計画図もない、それから量も分からんろ。計画書もないがに今のところうちは許可できん。
武市委員	計画を出して来いと、それでまた審議したらいいわ。
会長	そういう方向でかまんかえ？計画をやり直すように言わないかんろ。
弘田局長	不許可と。この前段では許可相当で条件が必要ですよということでしたけど、今回の皆さんの総意としては、不許可でよろしいですか？
高芝副会長	そうやね。
弘田局長	不許可ということで処理をしますね。
穂積主事	処理の流れとしては、不許可という意見を県にあげる必要がありますので、不許可相当という意見で挙げらせてもらいます。それで、おそらく県の補正の方で、県の方でも同じような意見が出る可能性がありますので、新しい計画であつたりとか、図面が出てくる可能性があります。
会長	うん。ほんで穂積、これ常設審議会にも出さないかんろ。
穂積主事	そうです。常設に出して、基盤課に行きます。
会長	はい、この件については不許可という意見で高知県知事に送付してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長	はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和4年10月7日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。まず初めに受付番号186号は池委員の案件ですので先に審議を行います。池委員退室をお願いします。 (2番 池委員 退室) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第3号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。12ページの186号です。申請地は、前浜の田2筆で計1,922㎡、農業公社の農地売買等事業による所有権移転で、農業公社から担い手に売り渡しされるものです。譲受人は58歳、主たる経営作物は水稻で、規模を拡大して水稻を作るといことです。価格については、議案書のとおりです。以上審議よろしく願います。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。 (2番 池委員 入室) 次に、受付番号191号から194号まで濱田好典委員の案件ですので先に審議を行います。濱田好典委員退室をお願いします。 (13番 濱田好典委員 退室)
藤田次長	14ページの191号から194号までまとめて説明します。借人は62歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るといものです。賃料は10aあたり米60kgを物納と現金で支払うといものです。以上審議よろしく願います。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。 (13番 濱田好典委員 入室) 事務局、残りをお願いします。
藤田次長	11ページの182号です。こちらは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。資料は4ページです。申請地は、片山の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は総額20,000円を口座振込するものです。 183号です。資料は5ページです。申請地は、小籠の田で、3年の賃借権を更新するものです。賃料は総額10,000円を口座振込するものです。 184号です。資料は6ページです。申請地は、立田の田で、9年9か月の使用貸借

会長	権を設定するものです。以上が農地中間管理事業です。 12ページの185号です。こちらは、農業公社の農地売買等事業による所有権移転になります。申請地は、植田の田3筆で計5,609㎡、農業公社が買い受けた後、担い手に売り渡しされる予定です。売買価格につきましては、議案書のとおりです 187号です。申請地は、前浜の田1,072㎡、農業公社の農地売買等事業による所有権移転で、農業公社から担い手に売り渡しされるものです。譲受人は48歳で、主たる経営作物は施設ニラと水稻で、規模を拡大して水稻を作るといことです。価格については、議案書のとおりです。 188号です。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、陣山の田で、1年の賃借権を設定して、ニラとニンニクを作るといものです。耕作計画書によると、コロナ禍で事業がうまくいかず農業をしている友人を頼り農業に参入することにしたとのことで、従業員が香美市に移住して農業を始めるといことです。機械などは友人に借りて指導を受けながら耕作していくとのことで、まずは1年作ってその後規模を拡大させたいとのことです。賃料は、10,000円を現金で支払うといものです。 次に189号です。借人は62歳。申請地は、片山の田で5年の賃借権を設定して、葉ニンニクを作るといものです。賃料は5筆で25,000円を現金で支払うといものです。 190号です。借人は41歳。申請地は、田村の田畑で、3年の賃借権を更新して、サニーレタスを作るといものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うといものです。 次に15ページの195号です。借人は43歳。申請地は、岡豊町中島の田で、10年の賃借権を更新して、水稻を作るといものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するといものです。 196号です。借人は41歳。申請地は、立田の田畑で、20年の賃借権を更新して、ニンニクを作るといものです。賃料は、6筆で10,000円を口座振込するといものです。 197号と198号は借人が同じためまとめて説明します。借人は40歳。申請地は、稲生の田で、3年の使用賃借権を更新して、水稻や水草を作るといものです。以上、審議よろしくお願します。 事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第4号、非農地証明願を下記の通り受理し現地調査を実施した結果、定例総会の審議が必要と判断しましたので、南国市非農地証明事務取扱要領第5条第2項の規定により審議を願します。事務局説明をお願します。
-----------	--

穂積主事	議案４号を説明します。議案書は１７ページです。申請地は岡豊町八幡の田です。現地確認当番の委員より申請地が非農地ではなく、荒廃農地ではないかとの意見が出たため皆様にお諮りするものです。申請代理人に現地確認の結果を連絡したのですが、取り下げはしないので審議してほしいとのことでした。現地の写真は１８ページです。また、先日岡豊地区の農地パトロールが行われ、申請地の道路際は草刈りがされているとのことでした。説明は以上です。ご審議よろしくお願いします。
会長	事務局より説明がございました。地元の委員さんが現地調査を行ってくれております。ご意見ありませんか？
濱田好典委員	農地パトロールで現地を見たら、西側の東西の道淵の草を刈って管理していますので非農地証明は出せんと思います。
武市委員	中はどうなっちゃう？
穂積主事	中には大きめの草も生えているんですけど、非農地証明の場合、完全に管理されていなくて自然改廃している必要があります。
会長	算推進委員、どう？
算推進委員	所有者が刈りゆうのかは分からん。学校の通りやき、学校の事務員さんがびよっとしたら刈りゆうのかも。
高芝副会長	岡豊小学校の東やろ。この間現地確認にいつて限りなく農地性あると見たで。ちょっと手を加えたら農地に戻る。
会長	他にご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、この件については非農地証明は出せないということによろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。以上で議案は終了です。議案外についてはお目通し願います。 (午後２時５分閉会)
協議事項	
○農地法施行規則第９４条の規定による入札参加申込者の農地法第３条許可の適否について	

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和5年 1月10日

会 長

武市 嘉雄

議事録署名委員

岡田 好典

議事録署名委員

鈴木 耶馬